

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第31回本部会議 記録

日 時／令和3年1月7日（木）

19:00～19:12

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第31回本部会議を開催いたします。早速議事に入ります。本日の議事、「感染拡大防止に向けた施策（案）」についてでありますけれども、まず、本日、国において決定されました、国の基本的対処方針について、保健福祉部長から説明をお願いいたします。

【三瓶保健福祉部長】

まず、資料1の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の概要」をご覧いただきたいと思っております。令和2年12月、首都圏を中心に新規感染者が過去最多となる状況が継続しておりまして、医療提供体制のひっ迫が見られ、こうした状況に鑑み、本日、政府は対策本部を開催し、緊急事態宣言が発令されました。併せて、基本的対処方針が変更されたことから、その主な内容につきまして、ご説明いたします。

まず、対象地域や期間についてでございますが、対象地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県であり、期間は、本年1月8日から2月7日までの31日間となっております。緊急事態宣言の対象地域におけます主な対策として、不要不急の外出・移動の自粛について、住民の皆様へ協力を要請し、特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することとされております。次に施設の使用制限等につきましては、感染リスクが高いとされております「飲食の場」を避ける観点から、飲食店に対し営業時間を20時までとする短縮の要請を行うこと、また、職場への出勤等といたしまして、テレワーク等を強力に推進するとともに、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること、さらに、学校等の取扱いとして、一律に臨時休校を求めるものではなく、感染防止策の徹底を要請することなどが求められているところでございます。

なお、緊急事態宣言の発出に伴い、新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項に基づきまして、市町村対策本部が設置されることとなります。私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続けて「感染拡大防止に向けた施策」について、総合政策部長から説明をお願いいたします。

【倉本総合政策部長】

資料2「感染拡大防止に向けた施策について」をご覧いただきたいと思います。今、保健福祉部長から説明がありましたように「緊急事態宣言」が発動されました。このことに

伴いまして、対象の都県において、不要不急の外出・移動の自粛などが要請されることを踏まえまして、道として、現在実施している集中対策期間において、お手元の資料のスライド1及び2に赤字で記載をしておりますけれども、「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えること」について、特措法に基づく要請として追加することとしたいと考えております。

このことについて、専門家及び有識者の方々にご意見を伺うとともに、市町村や関係団体にも事前にお知らせしたところでありますが、専門家及び有識者の皆様からは、全て「異論なし」との回答をいただきました。また、関係団体から、今回の措置は「妥当」とした上で、早期に経済への影響軽減のための対策を実施すべきといったご意見も寄せられたところであります。私からの説明は以上であります。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま説明のありましたとおり「感染拡大防止に向けた施策」につきまして、ただいまの説明の内容のとおり、決定することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。特段ご意見ないようでございますので、それでは当本部として、先ほど説明のありましたとおり、決定をさせていただきます。

続きまして、関係の部局からご発言をお願いいたします。まず総務部長からお願いいたします。

【平野総務部長】

東京など、1都3県への出張については、職員に既に通知をしておりますが、オンラインなどの活用や日程を変更するなど、私的な旅行を含め、控えるよう徹底をしてください。あわせて引き続き、時差出勤や在宅勤務など、これまでの各般の取組の徹底をお願いいたします。東京事務所においては、東京都の要請を踏まえたテレワークをはじめとする感染防止対策の徹底を図ることとしております。以上です。

【副本部長（中野副知事）】

その他、関係各部、各振興局からご発言等ありますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、ここで本部長からお願いいたします。

【本部長（知事）】

まず、はじめにですね、北海道においては1月15日まで集中対策期間ということで取組を進めているところでございます。年も明けましたけれども、15日までは集中対策期間であるということを、改めてみなさんと共有したいと思います。札幌市内における不要不急の外出の自粛、往来の自粛、旭川市内における不要不急の外出自粛など、道民の皆様にご理解、ご協力をいただきながら、感染拡大の防止、これに取り組んでいるところでございます。

現在の状況、道内においても連日100人を超える感染が確認されているなど、依然として厳しい感染状況が続いているところであります。入院患者数や療養者数が高い水準にあります。医療提供体制には、高い負荷がかかり続けている状況がございます。予

断を許さない状況でございます。もう一段の感染の抑制に向けて、取組を進めて行くことが重要であります。

こうした中において、本日、先ほど申し上げた「緊急事態宣言」が発令されました。このことを踏まえまして、道としても「緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える」、このことについて、道民の皆様へ協力を要請する、そのことを決定いたしました。この内容については、今皆さんにお話をしたとおりでございますけれども、「感染リスクを回避できない場合」という表現はございません。緊急事態宣言の対象地域との不要不急の控えていただくということでございますので、一段そういった意味では強い要請をさせていただく形になります。これについては2つの目的があります。1つは、厳しい感染状況、医療提供体制にあります首都圏、1都3県を訪問し、感染することによって、その地域の医療への負荷を増やす、そういうことを避けなければならないということ。2つ目として、国内における感染の伝播、これを防いでいくということがございます。道民の皆様におかれては、こうした認識を皆様と共有して、首都圏、1都3県との不要不急の往来については、控えていただきたいというふうに考えておりまして、本部員においても、道民の皆様のご理解、ご協力をいただけるように、あらゆる機会を捉えて、この周知等に取り組んでいただきたいと思います。そのことを指示いたします。

本部員におかれても、首都圏、1都3県の出張の見直しをはじめ、庁内外の会議、行事の見直しはもちろんのことといたしまして、時差出勤やテレワークの推進など、できる対策について道職員が率先した行動をとりながら、道民の皆様、事業者の皆様にご協力をいただけるように、市町村や関係団体と連携を強化し、周知や啓発に積極的に取り組んでください。

また、国の緊急事態宣言が発出されたこと、このことに伴いまして、全国の全ての市町村で対策本部が再び設置されるということになるわけでありまして、地方本部員におかれましては、これまで以上に市町村との連携を一層強化し、効果的な対策を展開していただくようお願いいたします。国の分科会において、「首都圏の感染状況が沈静化しなければ、全国的かつ急速なまん延のおそれもある」という指摘がされております。首都圏における感染の拡大は、決して「対岸の火事」ではありません。この危機を乗り越えるため、全国が一丸となって強い警戒感を持って、感染拡大の抑制に取り組んでいくこと、このことが極めて重要であります。

道民の皆様への命、健康を守るため、また、全国の感染拡大を抑制する、そのためにも、このたびの緊急事態宣言に対し、総力を挙げて感染拡大防止に取り組むよう指示いたします。よろしく願いいたします。私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいま副本部長から指示のありました内容について、各本部員におかれましては、今後速やかに必要な対応をとっていただきますようお願いいたします。では以上をもちまして新型コロナウイルス感染症対策本部第31回本部会議を終了いたします。

(了)